

医京

No.2221

令和4年5月15日

報都

毎月2回（1日・15日）発行 購読料・年6,000円

5.15
2022
May

KYOTO

令和4年4月診療報酬改定の要点

令和4年度

新研修医総合オリエンテーションを開催

目次

- 2 理事解説
 - 5 新研修医総合オリエンテーションを開催
 - 6 医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ
 - 7 第48回京都医学会（ハイブリッド開催）の演題募集について
 - 8 委員会だより
 - 9 京都医学会雑誌 69 巻 2 号 原稿募集中
 - 11 学術講演会における「確認問題」
 - 14 勤務医通信
 - 16 京都医学史研究会 医学史コーナー
 - 18 お知らせ
 - ・京都府からののお知らせ
産婦健康診査助成事業の実施について
 - ・京都府からののお知らせ
新生児聴覚検査事業の実施について
 - ・日本医師会主催
「第33回指導医のための教育ワークショップ」の開催について
 - ・「経済構造実態調査」へのご協力について
 - 25 会員消息
 - 25 理事会だより
-

付 録

■ 保険だより

- 1 「オンライン診療入門～導入の手引き～」について 日医
- 2 (公財) 労災保険情報センターが行う長期運転資金貸付制度の実施のご案内
- 3 新型コロナウイルス検査等に係るQ&Aについて
- 3 福祉医療費受給者証の更新について
- 4 「京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務処理要領」の一部改正について
- 5 「薬機法施行規則の一部を改正する省令の施行について(オンライン服薬指導関係)」およびオンライン服薬指導における処方箋の取り扱いについて

■ 保険医療部通信

- 1 令和4年4月診療報酬改定について

■ 地域医療部通信

- 1 インフルエンザ HA ワクチン製造株の決定について
- 3 日医認定産業医制度「基礎前期研修会」のご案内
- 7 産業保健研修会のご案内(令和4年6月～7月)

■ 京都市(乙訓2市1町)病院群輪番編成表

■ 介護保険ニュース

- 1 「介護保険施設等の指導監督について(通知)」等について
 - 2 「介護医療院開設に向けたハンドブック」等の更新および掲載ホームページアドレスの変更について
-

百考田思

ひやっこうせんし

理事解説



京都府医師会保険担当理事 畑 雅之

令和4年4月診療報酬改定の要点

令和4年度の診療報酬の改定率は、診療報酬本体+0.43%となった。うち0.4%は看護の処遇改善や不妊治療の保険適用のための特例的な対応に充てることとされる一方、リフィル処方箋の導入や小児の感染防止対策加算（50点）の3月末での廃止により▲0.2%となり、これらを除く改定率は+0.23%となる。本体プラスとはいえ、決して満足できるものではない。

なお、医科改定率は+0.26%、薬価・材料価格は合わせて▲1.37%（薬価▲1.35%、材料価格▲0.02%）となった。

以下、今回の改定の具体的内容などについて要点を整理する。

1. はじめに

今期の改定では、厚労大臣と財務大臣の大臣折衝や経済財政諮問会議等の会議体から要求された内容が中医協での適切な議論なしに保険診療に導入されたことをあらためて特筆したい。

公的保険医療は、エビデンスに基づいた有効性と安全性を第一に議論・導入すべきであるにもかかわらず、中医協の外で利便性や経済効率のみを優先した主張のもと一定の方針や制約が定められる結果となった。

オンライン診療の要件緩和やリフィル処方箋の導入はその象徴で、特にリフィル処方箋は改定率決定に至る大臣折衝で突如合意し、医療機関の通院負担の軽減、再診の効率化を狙って導入されたものである。

府医ではこのような状況を見過ごすわけにはいかないと考えており、今後も近医連や日医等の会議でその問題点を主張していく。

2. 外来医療

外来医療では、かかりつけ医機能の評価が今回も焦点となり、その1つとして機能強化加算が見直された。当初、財務省や支払い側は廃止を主張したものの、診療側が反論し、要件の見直しに踏みとどまっ

たとされている。具体的には、院内掲示に加えてホームページでかかりつけ医機能を有することの周知や地域の保健・福祉・行政サービスに対応する医師の配置、さらに、地域包括診療加算2・診療料2または強化型ではない在支診・在支病が在医総管等の届出に基づいて機能強化加算を届出する場合は、その算定実績が新たに要件とされた。

地域包括診療加算・診療料も見直され、対象疾患に慢性心不全、慢性腎臓病（慢性維持透析を行っていないもの）が追加された。予防接種に係る相談を行っていることも必要となっている。

また、コロナ禍を踏まえて、診療所における平時からの感染防止対策を評価する外来感染対策向上加算が新設された。新興感染症の発生時に発熱外来を実施する体制を有し、自治体のホームページで公表されている医療機関が前提とされているが、連携する病院または地域の医師会が主催するカンファレンスに年2回、訓練に年1回参加することや院内職員を対象とした研修の開催など、様々な要件が課されているが評価点数であり外来診療をされている多くの医療機関に届出をしていただきたい。

外来医療の機能分化も引続き改定の基本方針に明記されている。今年度から地域の外来機能の明確化と連携の推進のために外来機能報告制度（報告対象は病院、有床診療所。無床診療所は任意）が開始され、報告を踏まえて、地域の協議の場において必要な協議を行うこととされている。病院の意向も踏まえて「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関（紹介受診重点医療機関）」の明確化などがされる予定である。このような機能分化の推進に向けて、紹介状なしで大病院を受診する場合の定額負担制度が10月から見直されることとなっている。具体的には、紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上）が対象に追加され、定額負担を求めない患者の範囲も見直された。また、徴収すべき金額が初診時5,000円を7,000円、再診時2,500円が3,000円に上げられるとともに、保険給付の範囲から初診料200点、再診料50点を控除することとなる。

3. 入院医療

急性期医療は、重症度、医療・看護必要度の見直しを巡り、コロナ禍でさらなる医療機関への負担増につながることから反対する診療側と将来の医療ニーズを踏まえ必要と求める支払い側で意見が対立し、今回も公益裁定となった。結果的には、「心電図モニターの管理」の項目の削除、「点滴ライン同時3本以上の管理」を「注射薬剤3種類以上の管理」に変更、「輸血や血液製剤の管理」の評価が2点となった。特に「心電図モニターの管理の削除」は現場に大きな影響が懸念され、中医協での検証が必要である。なお、経過措置とともに許可病床200床未満の病院に対する該当患者割合基準の緩和措置などが講じられている。

また、高度かつ専門的な急性期医療を評価する「急性期充実体制加算」が新設された。手術や救急医療等の一定の実績が求められているほか、感染対策向上加算1や精神医療または認知症に係る加算の届出などが課されている。

回復期医療は厳しい改定となっている。地域包括ケア病棟は①急性期治療経過後の患者の受け入れ、②在宅療養患者等の受け入れ、③在宅復帰支援の3つの機能をバランスよく果たしていくことが求められた。特に①の機能に偏っている医療機関が問題視され、一般病棟から転棟した患者割合（60%未満）の基準が課される対象が200床以上の病院に拡大し、満たさない場合の減算規定が設けられた。さらに、自宅等から入棟した患者割合や在宅復帰率も実績の引上げや対象入院料の拡大、減算規定が設けられた。減算規定が多用されており、新たな要件を満たしていない病院は経過措置期間内での対応が求められる。

また、回復期リハビリテーション病棟は重症患者割合の基準が上げられたほか、新規届出時の入院

料が2年間に限定され、その間に実績要件を満たすことが必要とされた。要件を満たせず辞退しなければならない病院が出てくる可能性がある。

慢性期医療は、療養病棟入院基本料の要件に、中心静脈栄養を実施している患者に対して、摂食機能の回復に必要な体制を有していることとされ、有していない場合は医療区分3に代えて医療区分2を算定する取り扱いとなった（経過措置あり）。

4. 次期改定に向けた課題

中医協の答申書の附帯意見に盛り込まれた内容（20項目）が今後の課題となるが、特にかかりつけ医機能の評価と入院医療の見直しの影響は引続き重点的に検討される見込みである。

かかりつけ医機能については、改定の議論においても、財務省や支払い側から、かかりつけ医機能の制度化と包括評価を求める意見が出されていたが、今年度から厚労省の検討会においてかかりつけ医機能についての議論が始まることを理由に、評価の一部見直しで決着した経過がある。財務省からの制度化に向けた医師の認定や患者の事前登録の導入など圧力は続いており、政府が今後策定する骨太の方針の議論の状況なども注視するとともに、現場の意見を中央の施策に反映させたい。

特定健診

令和3年度分の受診票等は必ず6月3日までにご送付を！

令和3年度の特健健診は3月末で終了していますが、現在でもなお令和3年度分の受診票等を送ってこられる医療機関が見受けられます。

結果通知の遅延や、特定保健指導対象者の指導の開始時期に影響が及ぶことから、令和3年度分については6月3日(金)（必着）までに府医へ送付いただきますよう、お願いいたします。場合によっては、健診実施費用が支払われないことがありますので、ご注意ください。

令和4年度 新研修医総合オリエンテーションを開催

オンライン形式で178名の新研修医が参加

令和4年4月2日(土)、新年度を迎え府医では令和4年に研修医となる医師を対象に「新研修医総合オリエンテーション」をオンライン形式で開催し、20病院、178名の参加を得た。

この新研修医総合オリエンテーションは、府医の研修医事業の柱の1つであり、毎年4月から京都府内の臨床研修指定病院で初期研修を受ける新研修医を対象に、臨床研修指定病院では十分に対

応できない分野や府医独自のオリエンテーションプログラムを提供することで、研修医が身につけるべき最低限の知識の均一化を図るとともに、研修医同士の「ヨコ」のつながりを深めることを目的として開催している。

一昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で中止を余儀なくされたものの、昨年より、オンライン形態で開催し、好評を得ている。

研修医に対して手厚いサポートを約束

冒頭、松井府医会長があいさつに立ち、新型コロナウイルス感染症が蔓延する厳しい状況の中、国家試験に合格し、晴れて医師となったことに祝意を示した上で、京都府全体で良医を育てることが府医の理念であることを説明し、参加研修医に対して手厚いサポートの提供を約束した。

また、このオリエンテーションの目的を、これからの臨床の現場で必要な知識や教養の習得と京都府で働く研修医同士の連携の強化・向上であるとし、府医の研修医事業を通じて、スキルアップ・レベルアップ・ネットワーク作りに活用してほしいと呼びかけた。

コミュニケーションの重要さを再確認

今回も、昨年同様、新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、例年のオンサイト開催とは一線を画したオンラインならではの、グループワークを主軸としたプログラムを組み立てた。オンラインでのグループワークの企画・運営は、京都府立医科大学の松原慎氏が担当。グループワークは、全32グループ、1グループあたり5～6名で構成し、全グループ同時進行で積み木式の自己紹介、複数のテーマに沿ったディスカッションを行った。勤務先の異なる者同士でグループを組むことで、今後の臨床研修プログラムを消化する中で必要な“はじめましての人”(患者、ローテート先の上司、先輩、コメディカルなど)とのコミュニケーションの取り方を学んだ。

このほか、KMCC (Kyoto Medical Career support Center) 京都府地域医療支援センターから、京都の研修に対する強固なサポート体制が示されるとともに、動画を用いて、医師会が提供する医師賠償責任保険加入を例に医師としての心構えが示された。

このほか、臨床研修屋根瓦塾 KYOTO の短編動画を上映するなど、府医が取組んでいるユニークな研修医向け事業についてや、病院の規模、研修医の数の枠を超えて交流が図れる企画であることを紹介するとともに、研修医に対して改めて「スキルアップ」、「レベルアップ」、「ネットワークづくり」の重要性を強調した。

医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ

各医療機関におかれましては、万が一、対象となる死亡事案が発生した際には、適切な対応をお願いするとともに、京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会（窓口：府医）にご相談ください。

医療事故調査・支援センター（一社）日本医療安全調査機構

- 医療事故 相談専用ダイヤル 03-3434-1110
- 対応時間 午前7時～午後11時
- URL <http://www.medsafe.or.jp/>

京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会（一社）京都府医師会 医療安全課

- 専用電話 075-354-6355
- 対応日時 平日 午前9時～午後6時 土曜日 午前9時～午後12時
（※休日・夜間については、医療事故調査・支援センターで対応）
- メールアドレス jikocho@kyoto.med.or.jp
- URL <https://www.kyoto.med.or.jp/ma/>
- 相談内容 ①制度概要に関する相談
②事故判断への相談
③院内事故調査への技術的支援
(1)外部委員の派遣 (2)報告書作成支援 (3)解剖・Ai 実施支援

京都府医師会医療事故調査支援団体連絡協議会 動画配信のご案内

協議会のWEBサイトにて、以下の動画を配信しています。

医療事故調査制度における疑問にお答えする形で、これまでに寄せられた質問を中心に、京都府医師会：松村由美理事が疑問にお答えします。是非、ご覧ください。



■ 内 容

1. 対象事案かどうかの判断について
 - (1) 医療事故調査制度が検討されたきっかけ
 - (2) “予期しない患者死亡事案”への2つの対応
 - (3) 米国 ベン・コルブ君(7歳)死亡事例(1995年)
2. 事故発生時に対処しなければならない内容は
3. センターへの報告はどうすればよいか
4. センター報告後の自院での動きは
 - (1) 調査報告書(案)前半部分を準備する
5. 院内事故調査委員会の運営について
6. 調査報告書の作成について
7. ご遺族への調査結果説明について
8. その他
9. 他の医療機関はどうやって取組んでいるのだろうか？

第48回京都医学会(ハイブリッド開催)の 演題募集について

府医では、生涯教育と会員相互の交流をはかる場として、「京都医学会」を毎年開催しており、昭和50年の第1回医学会開催以来、今年で48回目を迎えます。

新型コロナウイルス感染症の影響が先行き不透明なことをふまえ、会場での発表とWEB配信を併用したハイブリッド形式にて開催いたします。会員各位の積極的なご参加と一般演題・初期研修医セッション(午前の部)へのご応募をお願いいたします。

演題応募は、例年どおりWEB上(<https://kyotoigakukai.jp>)にて、幅広いテーマから演題を受け付けます。

※詳細は、京都医報5月15日号(本誌)付録をご覧ください。



記

会 期 令和4年9月25日(日) 午前9時(予定) LIVE配信
9月26日(月)～10月30日(日) アーカイブ配信

と ころ 京都府医師会館 + Web配信(ハイブリッド形式)

プログラム

【午前の部】◇一般演題・初期研修医セッション

【午後の部】◇特別講演

「コロナ禍をふまえた地域医療構想(仮)」

産業医科大学 公衆衛生学 教授 松田 晋哉氏

◇シンポジウム

「コロナ禍で医療提供体制はどう変わったか?(仮)」

総括者/京都府医師会 副会長 谷口 洋子氏

シンポジスト/京都府病院協会 会長 辰巳 哲也氏

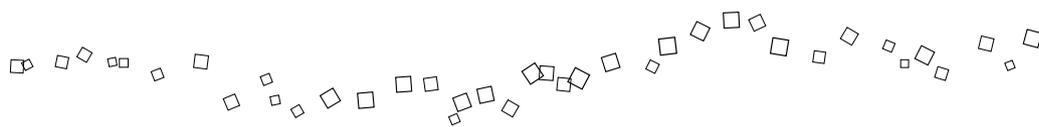
たなか往診クリニック 院長 田中 誠氏

京都府医師会 理事 武田 貞子氏

- ◆ 発表は、Zoomを利用してWeb参加の視聴者へ配信します。
- ◆ 発表者は、原則、府医会館で発表いただきます。やむを得ない場合は、遠隔地から発表スライドを共有いただきリアルタイムで発表いただくことも可能です。
- ◆ 演題の応募締め切りは7月1日(金)です。
- ◆ 演題採択については学術・生涯教育委員会で決定後通知いたします。(7月下旬頃)
- ◆ 発表用データは、プログラム進行の関係上、事前に府医でお預かりします。データ提出は、後日、発表者にお知らせする発表データ アップロード専用URLにアクセスして9月20日(火)までにお送りください。

お問い合わせは京都府医師会 学術生涯研修課まで

TEL 075-354-6104 FAX 075-354-6074



消化器がん検診委員会

担当理事 角水 正道

消化器がん検診委員会では、胃がん検診（胃透視・胃内視鏡・胃がんリスク層別化検診）および大腸がん検診について、偶数月第3金曜日午後2時10分より、喧々諤々、議論を重ねております。そんな中、最近のトピックについてご紹介します。

1. 消化器がん検診の新規認定が通年化しました。

「京都市胃がん検診（胃透視）」・「大腸がん検診の二次精密検査実施医療機関」・「京都市内視鏡検診実施医療機関」・「京都市内視鏡検診（一般二次）二次読影医」の認定は従来、年度末に一斉に行われていました。そのため、新規開業した医療機関が検診に参加しようと思っても、申請時期の関係で年度末までお待ちいただく状況でした。これからは、初回の認定申請を通年で受け付けます。可及的速やかに認定判断をしますので、是非是非、検診参加をご検討ください。お待ちしております。

なお、更新認定は従来どおり（5年に1回）年度末に行います。

2. 大腸がん検診の精検結果報告票を鋭意改訂中です。

従来の京都市精検結果報告票は、特に大腸ポリープ・大腸がんについて詳細な記載を求めておりましたが、このうちの少なくない項目が、精度管理における統計処理に反映していないことが判明しました。委員会としては、精度管理として国が求める項目を網羅しつつ、必要な項目について十分検討し、令和4年度中の改訂を目指します。

3. 胃内視鏡検診の広域化に向け準備中です。

現在、京都市が用いる対策型内視鏡検診クラウドサービス ASSISTA は、国が求める統計処理だけでなく、胃がん症例・要再検査症例の抽出や、画像点検で問題の多い項目を研修に生かすなど精度管理への応用が期待できます。この ASSISTA はクラウド型なので例えば広域の精度管理を消化器がん検診委員会で京都府と連携して担うことも可能です。さらに検診の制度設計や費用等につきましても京都府が主催するワーキングで現実性を持って検討が重ねられています。各地区におかれましては内視鏡検診の実施を是非前向きにご検討いただければ幸いです。

その他、①内視鏡検診の基準画像について、②スキルアップに向けての研修の方法（消化器医会との連携）、③大腸がん検診の受診率・精検受診率向上への対策、④胃がんリスク層別化検診の今後、⑤胃がん検診が内視鏡に移行しつつある中で胃透視の読影体制について、など、議論が伯仲し予定の1時間半で収まりきらないこともままあります。

委員会の中だけでの話し合いにならぬよう、会員の皆さんや府民全体を思い浮かべながら委員会を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご意見いただければ幸いです。

京都医学会雑誌 69 巻 2 号 原稿募集中

令和 5 年度京都府医師会学術賞の選考対象になります

令和 4 年 10 月に発行予定の京都医学会雑誌第 69 巻 2 号の原稿を募集しております。掲載論文は「令和 5 年度京都府医師会学術賞」の選考対象になります。

また、研修医・専攻医（卒後 5 年以内）の方は、新人賞の対象となりますので、奮ってご応募ください。掲載された論文のすべてに、投稿奨励賞（図書カード 1 万円分）を差し上げます。

◇締切

令和 4 年（2022 年）5 月 31 日（火）必着

※締切後に投稿された論文は、次号（70 巻 1 号）での受付となります。

◇字数

原著論文・総説 = 12,000 字以内（図・表を含む）

症例報告 = 6,000 字以内（図・表を含む） 注：図・表は 1 枚 300 字とみなします。

※字数を超えての投稿は原則、受け付けることができませんので、ご注意ください。

◇投稿先

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町 6 一般社団法人京都府医師会 学術生涯研修課

◇投稿物

①原稿・・・原本 1 部とデータ（USB または CD）

※原稿の末尾には利益相反の有無を必ず記載ください

②自己申告における COI 報告書

③投稿チェックリスト

注：上記 3 点を必ずご投稿ください。不備がある場合は受付ができない場合があります。

◇投稿・編集規則

京都医報 4 月 15 日号付録または府医 HP < https://www.kyoto.med.or.jp/medical_dissertation/index2022.html > よりダウンロードできる 投稿・編集規則 に則って論文をご執筆ください。

◇利益相反

京都医報 4 月 15 日号付録または府医 HP < https://www.kyoto.med.or.jp/medical_dissertation/index2022.html > よりダウンロードできる別紙様式（京都医学会雑誌：自己申告による COI 報告書）にて申告し、掲載論文の末尾に利益相反の有無を記載してください。

<記載例>

（利益相反がない場合）本論文に関し、開示すべき利益相反状態はない。

（利益相反がある場合）この研究の○%は×××からの支援により行った。

◇倫理規定

倫理面に最大限配慮し、投稿ください。

◇投稿の際の注意点

論文の種類・・・「総説」または「原著論文」,「症例報告」どれに該当するか明示してください。
研修医・専攻医（卒後5年以内）の方は、その旨を必ず記載してください。

◇令和5年度京都府医師会学術賞

(1) 賞の種類

①原著論文賞＝原著論文の中から優秀な論文に与えられる賞。

②症例報告賞＝1～数例の報告論文が対象。

少数例の症例報告でも優秀な論文を評価するために設けられた賞。

③新人賞＝研修医・専攻医（卒後5年以内）が対象。

若手会員の論文発表を評価するために設けられた賞。

(2) 賞金総額：100万円（予定）

必ず、投稿・編集規則に則ってご投稿ください（規則に則っていない論文は受け付けることができない場合がありますのでご了承ください）。

また、チェックリストにつきましても、投稿前に必ずチェックの上、原稿に同封してください。

広報誌『Be Well』のバックナンバー紹介

ご好評をいただいております府医発行の府民・市民向け広報誌『Be Well』につきましては現在97号まで発行しております。

右記のバックナンバーにつきましては在庫がございますので必要な方は

府医：総務課
(TEL 075-354-6102)

までご連絡ください。

28号▶子どもの発熱

38号▶エイズ患者・HIV感染者
今のままでは増え続けます

41号▶食育－生涯を通して、健康で
豊かな生活を送るために－

42号▶男性の更年期障害

47号▶一酸化炭素中毒

54号▶子宮がん

55号▶ヒブワクチンと小児用肺炎
球菌ワクチン

65号▶感染症罹患時の登園（校）
停止基準と登園届

69号▶PM2.5と呼吸器疾患

70号▶BRCAについて

73号▶不妊症

75号▶食中毒の予防

76号▶RSウイルス感染症、ヒトメ
タニューモウイルス感染症

77号▶性感染症 STI

78号▶コンタクトレンズによる目
の障害

79号▶肝炎・肝がん

80号▶難聴

81号▶爪のトラブル（巻き爪・爪
白癬）

82号▶脳卒中

83号▶大人の便秘症

84号▶熱中症

85号▶毒虫

86号▶動脈硬化

88号▶認知症

89号▶CKD（慢性腎臓病）

90号▶急性心筋梗塞

91号▶消化器がんの予防と検診

92号▶知っておきたいこの事
実

93号▶白内障

94号▶ロコモ

95号▶子宮頸がん

96号▶心房細動

97号▶糖尿病

設問 3 ポリープ発見向上に役立つのはどれか？

- ① NBI
- ② 2回観察
- ③ AI

解答 3 ①, ②, ③

第337回 京都整形外科医会学術講演会

とき：2月26日(土) ところ：京都リサーチパーク+ WEB 配信

「リハビリテーション医学・医療の進歩と近未来」

京都府立医科大学大学院医学研究科リハビリテーション医学 教授 三上 靖夫 氏

設問 1 長期臥床はどのような弊害を招くか？

解答 1

- ・運動器障害（筋量・筋力の低下，骨量の低下，関節拘縮など）
- ・呼吸・循環機能低下（換気量の低下，血圧低下，貧血，心筋菲薄化，下肢静脈血栓症など）
- ・摂食嚥下障害（誤嚥性肺炎など）
- ・消化管機能障害（逆流性食道炎，便秘など）
- ・精神障害（うつ状態，せん妄など）

※不動による合併症（廃用症候群）

設問 2 痙縮に対し行われている治療法は？

解答 2 保存療法 薬物療法（内服薬）
ボツリヌス療法
神経ブロック（フェノール，アルコール）
ITB（IntraThecal Baclofen）療法

手術療法 整形外科的選択的痙性コントロール手術
（OSSCS：Orthopaedic Selective Spasticity-control Surgery）
選択的末梢神経縮小術，後根切除術

「未来の整形外科医療とiPS細胞」

京都大学ウイルス・再生医科学研究所組織再生応用分野 教授／京都大学iPS細胞研究所分化誘導研究分野 教授
戸口田 淳也 氏

設問 1 iPS細胞とはどのような細胞か？

解答 1 皮膚細胞や血球細胞などに遺伝子を入れて作製した細胞で，無限に増殖でき，すべての細胞に分化できる細胞。

設問 2 iPS細胞はどんな医療に応用できるか？

解答 2 iPS細胞由来の細胞を用いて，細胞移植による再生医療，治療薬を探す創薬への応用，そして免疫力を強化した細胞を用いたがん治療に応用されている。

「京都医報」へのご投稿について

府医では、会員の皆さまから「会員の声」「北山杉」「他山の石」「私の趣味（仮）」「開業医奮闘記」の各種原稿を下記要領にて募集しております。是非ともご投稿ください。

なお、字数は原則として下記のとおりですが、最大でも3000字（医報2ページ分、写真・図表・カット（絵）等を含む）までお願いいたします。原稿の採否は、府医広報委員会の協議により決定します。場合によっては、本文の訂正・加筆、削除、分載等をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、同じ著者の投稿は原則として1年間に1編とします。

【原稿送付先・お問い合わせ先】

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会総務課「京都医報」係
TEL 075-354-6102 FAX 075-354-6074 e-mail kma26@kyoto.med.or.jp

会員の声 「会員の声」には、医療についての意見、医師会への要望・批判などを1200字程度にまとめてお寄せください。

北山杉 「北山杉」には、紀行文・エッセイなどを1200字程度でお寄せください。

他山の石 これまでに体験した「ヒヤリ・ハット」事例を1200字程度でお寄せください。特別な形式はありませんが、①事例内容 ②発生要因 ③その後の対策等—についてご紹介ください。掲載にあたっては、原則「匿名」とさせていただき、関係者などが特定できない形での掲載となります。

私の趣味 「自転車」「DIY（日曜大工）」「料理」「園芸」「旅行」「映画」「書籍（医学書以外）」「音楽」「演劇鑑賞」「ワイン（酒）」「登山日記」「鉄道」などについてジャンルは問いません。読者に知ってもらいたい、会員の先生方の深い造詣を1200字程度でご披露いただければ幸いです。

診療奮闘記 日常診療で尽力されている事柄や感じていること、出来事などについてのご投稿をいただくことで、会員の先生方の参考となればと思っております。こちらも1200字程度でお寄せください。

京都府医師会事務局の業務時間について

府医事務局の業務時間は以下のとおりです。

曜日	業務時間
月～金	午前9時30分～午後5時30分
土	午前9時30分～午後1時30分 ・第一土曜日は休館日で会館は閉鎖しています。 ・第一土曜日以外の土曜日は会議等の終了時（おおむね午後5時頃）までは、事務局当番がいます。
日・祝	休館日

※駐車場に限りがありますので、ご来館時にはなるべく公共交通機関をご利用ください。特に土曜日午後は急病診療所の診療時間内でもあり、多くの患者の来館が見込まれますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

※会館駐車場をご利用の際は、駐車券を3階事務局までお持ちください。割引処理をいたしますが、割引後も有料となりますのでご注意ください。

新規採用職員研修 ～コロナ禍で3度目の春を迎えて～

綾部市立病院 院長
高升 正彦

新緑がとても鮮やかな気持ちの良い日々となりました。「勤務医通信」には初めて投稿させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。さて当院は病床数 206 床のそれほど大きくない病院ですが、今年度も 28 名の新人職員を受け入れました。内訳は医師 7 名、研修医 2 名、薬剤師 1 名、臨床検査技師 1 名、臨床工学技士 1 名、看護師 12 名、事務職員 4 名で、そのうち新卒の方は 11 名です。

3 月に入りましてから、京都府全体としてはコロナ患者は減少傾向でしたが、なぜか当院の周辺の綾部地域は患者減少が見られず、それどころか下旬には職員も複数感染して業務に支障をきたすほどとなり、4 月には初めての院内クラスターを経験することとなりました。

毎年行っている新人研修ですが、コロナ禍であっても一昨年も昨年もこれほどひどいことはなく、このような状況で今年度はどうするのか、かなり悩ましい問

題となりました。全体の歓迎会もできないので歓迎の気持ちを表したいのと、早く業務になれてもらいたいのできちんとした研修を行いたいという思いもあり、一方で感染の心配から縮小すべきという意見も出て、ぎりぎりまで検討を重ねました。

コロナ感染に関しましては、その功罪のうち、「功」の部分に言及しているお話も散見します。例えば多くの会議が WEB で行われるようになり、京都市内で 30 分～1 時間程度の会議であっても、我々のような場所からは往復で半日はつぶれる状況でしたが、WEB での会議が多用されるようになってそのようなことは減ってきました。そういう意味では新規採用職員の研修のあり方を真剣に見直すことができたのもコロナの「功」のおかげといえるかもしれません。これまでどちらかというところ漫然と行っていた研修ですが、今年是最終的には 2 日間にわた



り院内の各部署に担当してもらい、少し規模は縮小しましたがリアルな講義とリモートと文書配布をミックスしたより良い研修ができたように思います。

これまで小生は、この新人研修では鴻巣前院長より教えていただいたKJ法を用いて、医療上のいくつかの問題を題材にして、なおかつ新規採用職員同士の横のつながりを深めていくような研修をしておりましたが、そのやり方ですとどうしても密になりますので、コロナの感染が始まってからは倫理的に問題を含むような症例を提示してみんなで検討してもらい、職業倫理について考えを深めていくこと、および綾部市の歴史や当院の設立の経緯を解説して病院開設のため苦勞された先人に思いを馳せ、病院への帰属意識をできるだけ高めることを目的とするような研修を行っています。準備に苦勞した分、余計にみんながしっかりと聞いてくれているようで反応も良く、うれしく思った次第です。

コロナ禍にあっても、医療の道を志し、この病院を希望して就職してくれた若い力に感謝し、彼らの前途が光り輝く素晴らしいものであることを祈るばかりです。最後に平成29年に病院の西側の道路が整備されてすっきりとした当院の航空写真を付けさせていただきます。これからもどうぞよろしく願いいたします。

Information

病 院 名 綾部市立病院
住 所 綾部市青野町大塚 20-1
電話番号 0773-43-0123
ホームページ <https://www.ayabe-hsp.or.jp/>

子育て サポート センター

京都府医師会では、京都府内で働いている医師を対象に、お子さまの一時預かりサービスを行っております。医師会館内の保育ルームにて専属保育士がお子さまをお預かりいたします。

子育てサポートセンターのホームページから、WEBにて利用予約が可能です。
また、新規登録された方やお知り合いをご紹介くださった方へ体験保育（4時間まで保育無料）も実施しておりますので、是非子育てサポートセンターをご利用ください。



詳細はホームページをご覧ください。

◀ <https://kosapo.jp/>



京都医学史研究会

医学史コーナー

醫の歴史

— 医師と医学 その36 —

○近代明治期の医療（6）

野口英世 その3

英世の生涯

福島会津猪苗代翁島村出身の英世、幼少時の野口家の家計は悲惨であった。代々女系の家系で、いずれの婿も働きなしの大酒飲みとなれば家計は火の車。英世の母シカ（1853～1918）は5歳で子守奉公に出され、シカの父善之助は城代の武家屋敷奉公して得た労賃は、家に帰り着く前に酒屋で飲み干し文無し状態になり家に寄りつかず、シカの母ミサも家を捨てる。年端も行かぬシカが孤軍奮闘して家を守った、シカ20歳に婿養子の話が持ち上がり、近隣の22歳小椋山佐代助と明治5年、祝言をあげた。佐代助はごく小柄であった（英世の身丈152cmは佐代助の遺伝であろう）。彼はすぐれた頭脳の持ち主であったが、底無し沼の大酒飲みで酒に飲まれてしまう質であった。シカは父と夫の大酒に泣かされ借金におわれっ放しの暮らしであった。女兒出産の2年後、明治9年11月9日清作（後の英世）を生む。女系の野口家に久々の男児誕生で女衆は慶びに包まれた。祝福されて誕生した清作であったが、1歳6ヶ月、明治11年4月30日（火）、家族が目を離した際に囲炉裏に転がり落ちて左腕を焼いてしまう。

以上のように英世の子ども時代は全く恵まれなかったが、母シカの愛はたっぷり受けて育った。そして英世は20歳で故郷猪苗代をあとに上京、篤志家の支援により医学の道を進むことになる。貧乏な英世は、大学医学部進学は無理、済生学会に通い医術開業試験の前期後期に合格、明治30年、英世21歳で医師免許を手にした。

英世の幸運の始まりは、明治32年4月にアメリカからホプキンス大学病理医学教授シモン・フ

レクスナー博士が来日したことである。英世はなりふり構わず博士に自分を売り込んだ。その1年半後、明治33年12月暮れ、引き受け先も決まらないまま金無く、着替えの入った鞆一つぶら下げてアメリカへ乗り込んだ。そして引き受けるつもりのないフレクスナー博士のもとに転がり込み、博士のポケットマネーで助手に雇ってもらうことに成功した。このすさまじい行動力と図々しさこそ英世の真骨頂だが、北里柴三郎や高峰讓吉には好まれなかった。

明治37年10月、ニューヨークに新設されたロックフェラー医学研究所に高給で招聘され、俄然種々の実験・研究・論文作成に没頭する。「蛇毒」の研究を手始めに梅毒の病原体トリポネマパリダム（スピロヘータ・パリダ）の検出に躍起になるが、これは明治38年ドイツのシャウデンとホフマンに先を越された。その6年後、英世は梅毒スピロヘータの純粋培養に成功（後に疑問視される）、梅毒に起因する慢性疾患の麻痺狂及び脊髄癆患者の脳内にその病原体を検出したとしてノーベル賞候補（1914年、1915年、1920年）に挙げられ最終候補に残るが、いずれの年度も授賞は叶わなかった。

大正4年、15年ぶりに英世は日本を訪れて故郷猪苗代に錦を飾った。極貧で借金まみれ、左手を手ん棒とさげすまれた英世は今や39歳、細菌学者「世界の野口」と称賛され尊敬される人物になっていた。

—つづく—

（京都医学史研究会 葉山 美知子）

京都府医師会・会員メーリングリストにご登録ください

府医では、会員の先生方の迅速な意見交換、情報交換の場として「府医・会員メーリングリスト」を運用しております。

Gmail と PC アドレスなどを複数ご登録いただくことも可能です。すでにご登録いただいている会員の先生方も、スマホやタブレットなどでご確認いただくために、登録アドレスを見直しませんか。下記登録方法にてお申し込みください。

『京都府医師会・会員メーリングリスト利用規約』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-kiyaku.pdf>

『京都府医師会・会員メーリングリスト運用ガイドライン』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-unyougaido.pdf>

登録方法 以下の申込先フォーム URL よりご登録をお願いいたします。
アドレスは2つまでご登録いただけます。

(パソコン) <https://ssl.formman.com/form/pc/JpJfpmjNSAt4OKE3/>

(携帯) <https://ssl.formman.com/form/i/JpJfpmjNSAt4OKE3/>



上記の方法によりご登録できない場合は、FAX でのお申し込みを受け付けます。

必要事項 (①地区医師会名 ②医療機関名 ③氏名 ④メールアドレス) をご記入の上、総務課 (FAX: 075-354-6074) まで送信してください。

※お申し込みいただいた会員の先生方には、府医事務局においてアドレスを登録します。

救急蘇生訓練人形等の貸出について

府医では、地区医・京都市消防局・京都府各消防本部の協力により、救急蘇生訓練の啓発を推進しております。

下記の救急蘇生訓練人形等について、医療機関内または地域での救急講習会等で会員の皆様にご利用いただきたく存じますので、貸し出しご希望の方は、事前に府医地域医療一課救急係 (TEL 075-354-6109) までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

・救急蘇生訓練人形 (成人用) [人工呼吸・心マッサージ可]	3 体
・救急蘇生訓練人形 (小児用) [人工呼吸・心マッサージ可]	2 体
・救急蘇生訓練人形 (乳児用) [人工呼吸・心マッサージ可]	2 体
・救急蘇生訓練人形 (成人用上半身) [人工呼吸・心マッサージ可]	5 体
・気道管理トレーナー	1 台
・AED (自動体外式除細動器) トレーニングユニット [訓練用]	2 台



京都府からのお知らせ 産婦健康診査助成事業の実施について

産後うつ予防や新生児等への虐待未然防止を図るため、産後2週間、1箇月など産後間もない時期の産婦に対する産婦健康診査（以下、「産婦健診」という）について、京都府内の19市町が実施していたところですが、令和4年4月から新たに3市町村が費用の助成を開始しました。

産婦健診において支援が必要と判断した場合は、医療機関から居住地の各市町村の母子保健担当課へ情報提供していただき、産後の初期段階で産後うつ等心身に不調のある母親が産後ケア事業や保健師等専門職による訪問支援等の必要な支援が受けられるよう、育児サポート体制を強化いたします。事業内容は以下のとおりです。

1. 令和4年度新たに助成を開始する市町村

市町村名	担当課（TEL）	健診結果の情報提供および請求書送付先	開始時期
亀岡市	子育て支援課 (0771-24-5016)	〒621-0805 亀岡市安町釜ヶ前82 亀岡市子育て支援課母子保健係	R4.4.1
城陽市	健康推進課 (0774-55-1111)	〒610-0195 城陽市富野久保田1番地の1 城陽市役所健康推進課健康推進係	R4.4.1
久御山町	子育て支援課 (075-631-9904)	〒613-8585 久世郡久御山町島田ミスノ38番地 久御山町役場子育て支援課	R4.4.1

2. 令和3年度以前から実施している市町村

京都市、宇治市、八幡市、京田辺市、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

3. 産婦健康診査助成事業

(1) 対象者 事業を開始する市町村に居住するすべての産婦

(2) 助成対象となる健診内容

《時期・回数》 出産後、おおむね2週間、1箇月頃の2回以内

《健診項目》 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査（蛋白・糖）、エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）

(3) 費用助成額 1回あたり5,000円

4. 医療機関における対応の流れ

健診において、支援が必要と判断された場合には、各市町村の母子保健担当課に速やかに情報提供いただきますようよろしくお願いいたします（詳細は次頁「産婦健診受診券の標準的な取り扱いについて」を参照）。

※標準的な産婦健診について記載しております。詳細は各市町村からの通知をご確認ください。

—— 産婦健診受診券の標準的な取り扱いについて ——

産婦健診受診券を受付

- ・ 受診券（裏）のこころの健康状態チェック（エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS））の記載確認

産婦健診の実施

（産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期）

- ・ 健診項目 問診，診察，体重・血圧測定，尿検査
こころの健康状態チェック（エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS））
- ・ 支援の必要性を判断

- チェックシートの合計点数が 9点以上
- チェックシートの質問10「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた」が 1点以上（医師等が支援が必要と判断した場合のみ）
- その他，医師等が 支援が必要と判断

支援が必要と判断した場合
（上記の判断基準に1つ以上該当）

委託料の請求

（翌月10日メ）

産婦健康診査費請求書と受診券
を実施市町村に送付

居住地の市町村に速やかに情報提供

電話連絡の上，情報提供書を送付。

※医療機関から希望があれば，情報結果報告書を実施市町村からお送りします。

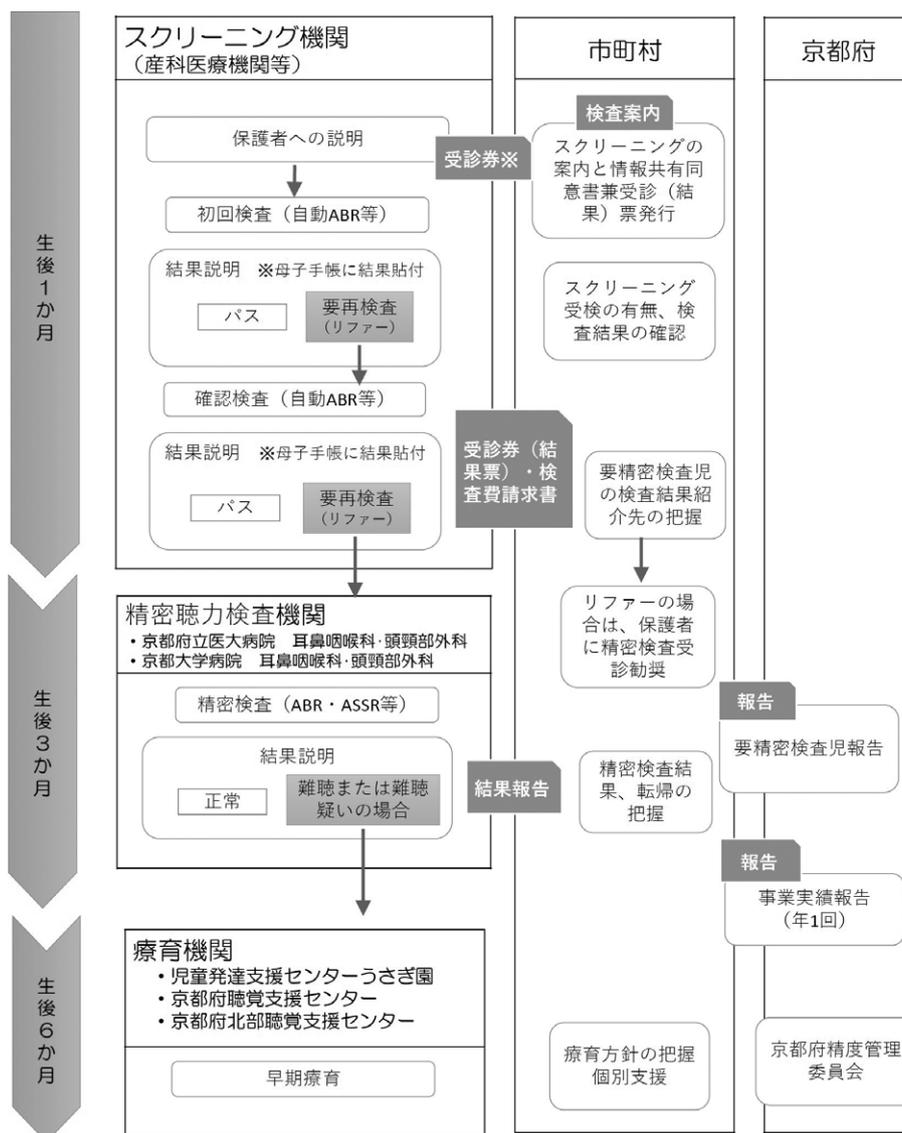
市町村から産婦への支援

・ 家庭訪問 ・ 心身ケア ・ 育児サポート 等

京都府からのお知らせ

新生児聴覚検査事業の実施について

京都府では、難聴児の早期発見を行い、早期療育につなげるため、令和3年度に「京都府新生児スクリーニング及び相談支援の手引き」を作成いたしました。新生児聴覚スクリーニング（以下、「NHS」という）で、結果が「要再検査（リファー）」の場合は、下記のとおり、精密検査を実施し確定診断を行うとともに、医療、福祉、教育、行政等の関係機関が連携して、療育までの支援を実施します。



※「受診券」の発行および「検査費請求」の事務については、公費負担助成実施市町村（次頁参照）のみが対象となりますが、母子健康手帳への結果記載、精密聴力検査機関紹介等の流れは全市町村が対象となります。

1. 新生児聴覚検査助成事業

- (1) 対象者 事業を開始する市町村に住民票を有する（予定を含む）新生児
- (2) 助成対象となる検査 自動 ABR（自動聴性脳幹反応）・ABR または OAE（耳音響放射）による聴力検査
- (3) 費用助成額 新生児 1 人につき 1 回（初回検査）にかかる費用を一部助成
〈助成上限額〉自動 ABR・ABR 上限 4,020 円 OAE 上限 1,500 円
検査費用が公費負担上限額よりも高くなる場合は、自己負担が発生します。また、健康保険適用の診療・検査は対象外となります。

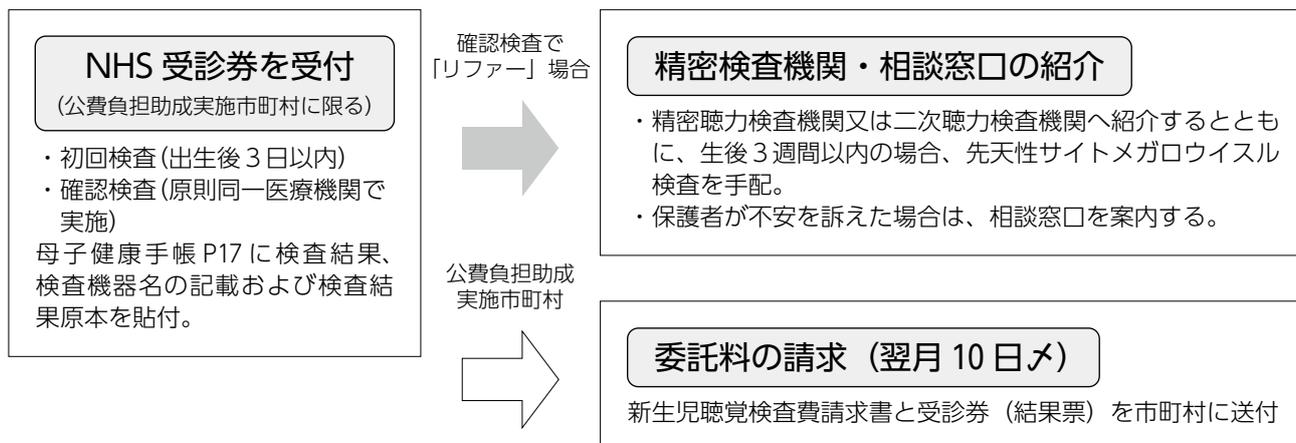
2. 令和 4 年度新たに助成を開始する市町村

新生児聴覚検査公費負担助成は、京都府内の 7 市町（京都市、八幡市、京田辺市、笠置町、京丹波町、伊根町*、与謝野町）が実施していたところですが、令和 4 年 4 月から新たに 7 市町村が費用の助成を開始しました。
（*伊根町…償還払いのため「受診券」発行なし）

市町村名	担当課（TEL）	検査結果の情報提供および請求書送付先	開始時期
宇治市	保健推進課 (0774-20-8728)	〒 621-0021 宇治市宇治琵琶 33 番地 宇治市役所保健推進課	R 4. 4. 1
精華町	健康推進課 (0774-95-1905)	〒 619-0285 相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地 精華町役場健康推進課	R 4. 4. 1
南山城村	保健医療課 (0743-93-0294)	〒 619-1411 相楽郡南山城村北大河原大稲葉 4-10 南山城村保健福祉センター	R 4. 4. 1
綾部市	保健推進課 (0773-42-0111)	〒 623-0011 綾部市青野町東馬場下 15-6 綾部市保健福祉センター	R 4. 4. 1
宮津市	健康・介護課 (0772-45-1624)	〒 626-8501 宮津市字浜町 3012 宮津市福祉・教育総合プラザ 4 階 健康・介護課	R 4. 4. 1
京丹後市	健康推進課 (0772-69-0350)	〒 627-0012 京丹後市峰山町杉谷 691 峰山総合福祉センター 健康推進課	R 4. 4. 1

3. NHS 機関における主な対応

NHS において、「リファー」の場合は、精密聴力検査機関にご紹介いただくとともに、母子健康手帳への結果票貼付等により、居住地の各市町村の母子保健担当との情報共有を行います。
事業内容は以下のとおりです。



精密検査機関（精密聴力検査機関・二次検査機関）およびきこえやことばの相談窓口については、「赤ちゃんのきこえの検査（新生児聴覚スクリーニング）についてのご案内」リーフレット（京都府ホームページ掲載）をご確認ください。

日本医師会主催 「第33回指導医のための教育ワークショップ」の 開催について

日医より、日医主催の「第33回指導医のための教育ワークショップ」の開催連絡がまいりましたので、ご案内申し上げます。

主 催 日本医師会

テ ー マ 研修医へのカリキュラム立案

と き 2022年7月30日(土) 午前9時～7月31日(日) 午後5時

と ころ 日本医師会館 5F会議室

方 法 2日間のワークショップ形式（講習時間16時間20分）

※宿泊の手配は受講者自身が行うものとし、宿泊料は受講者による自己負担とする。

注：新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインによるワークショップに変更する場合があります。

参 加 者 24名

都道府県医推薦参加者（7年以上の臨床経験を有する者）

*日医会員優先

申し込み方法 都道府県医を通じての申し込みとなります。

2022年6月2日(木) までに府医学術生涯研修課までお問い合わせください。

(TEL：075-354-6104)

参加費用 日医会員 4万円

都道府県医会員または郡市区医のみの会員 6万円

非会員 8万円

*事前振り込み。当日欠席した場合でも返金されません。

修了証 日医会長、厚生労働省医政局長連名の修了証書を発行

府医でも「第19回指導医のための教育ワークショップ」を開催する予定です。日程等が決まりましたらご案内いたします。

「経済構造実態調査」へのご協力について

今般、総務省・経済産業省により、すべての産業における企業・事業所や団体を対象とした「経済構造実態調査」が6月に実施されます。

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき実施される国の重要な基幹統計調査であり、報告義務のある調査です。

調査をお願いする事業所等には、国が調査を委託した民間事業者（経済構造実態調査実施事務局）から調査票などの調査書類が5月下旬より順次郵送されますので、インターネットまたは郵送によりご回答いただきますようお願いいたします。

京都府医師会ホームページをご利用ください！



府医ホームページでは、府医の活動を会員に迅速に伝達するコンテンツを用意しています。ぜひご活用ください。

府医ホームページ URL <https://www.kyoto.med.or.jp/>

- 京都医報
<https://www.kyoto.med.or.jp/member/report/index.shtml>
- 府医トレセン
<https://www.kyoto.med.or.jp/tracen/>
- 府医在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
<http://kyoto-zaitaku-med.or.jp>

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症情報は、府医ホームページ「新型コロナウイルス関連特設サイト」をご覧ください。



京都医報を スマートフォン、タブレットで 快適に閲覧

「京都医報」は、印刷物やホームページのほか、スマートフォン、タブレットでも快適に閲覧していただけます。

最新号はもちろんのこと、バックナンバーもすぐに検索可能で、それぞれの端末に合わせてレイアウトが切り替わるレスポンシブ機能を採用していますので、ストレスなくご覧いただけます。

設定方法、操作方法については以下をご参照いただき、ぜひホーム画面にアイコン設定して毎号ご覧ください。



トップ画面



記事画面

尚、閲覧にはベーシック認証のIDとパスワードが必要です。設定方法、操作方法については下記のQRコードからご確認ください。ログイン用のIDとパスワードは1年間で変更いたします。毎年、京都医報7月15日号にて変更IDとパスワードをお知らせいたしますので、ご確認ください。



閲覧は
こちら



操作方法は
こちら

京都府医師会 会費減免についてのお知らせ

京都府医師会では、傷病、不慮の災害、産前・産後休暇・育児休業、その他特別の事由による、会費減免制度がございます。

詳細については府医・経理課（075-354-6103）までお問い合わせください。

会員消息

(2/17, 2/24 定例理事会承認分)

入 会

氏 名	会員区分	地 区	医 療 機 関	診療科目
橋本 圭司	B 1	中 東	中京区三条通高倉東入栴屋町 58・56 中央診療所	内・呼内・循内・ 消内・放

退 会

氏 名	会員区分	地 区	氏 名	会員区分	地 区	氏 名	会員区分	地 区
外園 晃弘	B 1	上 東	大田 高祐	B 1	中 東	生田 英夫	B 1	乙 訓
重村 俱弘	B 1	舞 鶴	竹浦 信明	B 2	府医大			

訃 報

金 泰希氏／左京地区：養徳班／8月15日ご逝去／87歳
入江 裕氏／綴喜地区：八幡班／2月7日ご逝去／81歳
三谷 大洋氏／宇久地区：第7班／2月14日ご逝去／80歳
謹んでお悔やみ申し上げます。

第40回 定例理事会 (2月17日)

報 告

1. 会員の逝去
2. 令和3年度学校医研修会の状況
3. 地区特定健康診査担当理事連絡協議会の状況
4. 令和3年度京都府糖尿病重症化予防研修会の状況
5. 母体保護法指定医師研修会の状況
6. 令和3年度研修医ワークショップ in Kyoto の状況

7. 2月度学術・会員業務担当部会の状況
8. 第8回医事紛争相談室の状況
9. 第4回学術・生涯教育委員会の状況
10. 第150回日医臨時代議員会における代表質問

議 事

11. 令和4年度府医予算を可決
12. 京都府・京都市等外部審議会委員等の推薦ならびに推薦替えを可決

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 13. 会員の入会・退会7件を可決 14. 常任委員会の開催を可決 15. <京都腎臓病総合対策推進協議会>第46回腎臓病の総合対策の確立をめざすシンポジウムの後援を可決 16. 第2回環境保全対策特別委員会の開催を可決 | <ul style="list-style-type: none"> 17. 学術講演会への共催および日医生涯教育講座の認定を可決 18. 日医生涯教育講座の認定を可決 19. 第9回医事紛争相談室の開催を可決 20. 看護専門学校卒業記念講演の開催を可決 21. 看護専門学校 学習教材の購入を可決 |
|---|---|

第41回 定例理事会 (2月24日)

報 告

- 1. 会員の逝去
- 2. 第3回乳幼児保健委員会の状況
- 3. 令和3年度第2回家族介護者向け医療的ケア・口腔ケア実践講習会についてのワーキングの状況
- 4. 第4回消化器がん検診委員会の状況
- 5. 第3回肺がん対策委員会の状況
- 6. 京都府循環器病対策推進協議会脳卒中部会の状況
- 7. 第5回救急・災害委員会の状況
- 8. 第1回医療安全講演会の状況
- 9. 日医理事会の状況

議 事

- 10. 京都府・京都市等外部審議会委員等の推薦ならびに推薦替えを可決

- 11. 会員の退会2件を可決
- 12. 常任委員会の開催を可決
- 13. がん実態調査報告書(2018年)の作成を可決
- 14. 令和4年度第1回家族介護者向け医療的ケア・口腔ケア実践講習会ワーキングの開催を可決
- 15. 地区消化器がん検診担当理事連絡協議会の開催を可決
- 16. 京都市急病診療所職員(薬剤師)の契約更新を可決
- 17. 救急告示医療機関の指定申請を可決
- 18. 救急告示病院視察日程を可決
- 19. 第2回勤務医部会幹事会の開催を可決
- 20. 日医生涯教育講座の認定を可決

～ 6月度請求書(5月診療分) 提出期限 ～

- ▷基金 10日(金) 午後5時30分まで
- ▷国保 10日(金) 午後5時まで
- ▷労災 10日(金) 午後5時まで

☆提出期限にかかわらず、お早めにご提出ください。
 ☆保険だより3月15日号に半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参照ください。

保険だより

— 必 読 —

「オンライン診療入門～導入の手引き～」について 日医

日医より「オンライン診療入門～導入の手引き～」が公表されるとともに、下記のとおり見解が示されましたので、お知らせします。

記

オンライン診療につきましては、令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的特例的な取扱いについて」による時限的特例的な措置の実施、令和4年1月の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下、「指針」)の改訂、同4月の診療報酬改定における初診に係る評価の新設や点数の見直しなど、取り巻く状況が変化してきております。

しかしながら、改訂版の指針においても、「遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきものである。」とした平成9年の旧厚生省通知を掲げており、日本医師会の「オンライン診療は、解決困難な要因によって、医療機関へのアクセスが制限されている場合に、対面診療を補完するもの」であるとの考えは、いささかも変わっておりません。

日本医師会としては、オンライン診療は、地域で患者さんに寄り添うかかりつけ医が、必要に応じて、対面診療と適切に組み合わせて実施するべきものと考えております。そこで、かかりつけの患者さんにオンライン診療を行うことを検討されている先生方を対象に、はじめの一步としての情報をとりまとめた「オンライン診療入門～導入の手引き～」(以下、手引き)を作成いたしました。

併せて、日本医師会ホームページにオンライン診療に関するページを設け、本手引きの他、説明動画、関連情報、関連リンクなどを掲載しております。

同ホームページには、先生方からのご質問を受け付けるフォームもご用意しており、寄せられたご質問を元にQ & A ページを順次追加、拡充していくと共に、ご意見を参考としながら、手引きの内容も更新していきたいと考えております。

日本医師会ホームページ「オンライン診療について」
https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/010599.html



6月度請求書(5月診療分)

提出期限

- ▷基金 10日(金)
午後5時30分まで
- ▷国保 10日(金)
午後5時まで
- ▷労災 10日(金)
午後5時まで

- ☆提出期限にかかわらず、お早めにご提出ください。
- ☆保険だより3月15日号に半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参照ください。

(公財) 労災保険情報センターが行う 長期運転資金貸付制度の実施のご案内

(公財) 労災保険情報センター (RIC) の事業である「長期運転資金貸付金貸付事業」について、本年度も実施されることとなりましたので、お知らせします。

詳細については、RIC 労災医療部 (TEL 03-5684-5516) にお問い合わせください。

記

▶長期運転資金貸付金貸付事業の概要

1. 貸付申込対象者

RIC と労災診療補償保険支援 (互助) 契約締結後 1 年以上経過している契約者 (2022 年 4 月以前の契約) で、かつ、援護事業による労災診療費の請求の実績を有する医療機関 (現在借入中の医療機関で借り換えを希望する場合には、4 月 22 日までに繰上償還することにより、借入申込が可能となる)

2. 貸付資金の使途 契約医療機関の経営の改善、医療施設の整備等

3. 借入申込期間・申込先及び貸付金振込日

(1) 借入申込期間：2022 年 4 月 25 日 (月) ~ 同年 6 月 10 日 (金)

(2) 借入申込先：RIC 労災医療部 〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル
TEL：03-5684-5516 FAX：03-5684-5521

(3) 貸付金振込日

第 1 回目 2022 年 7 月 25 日 (月) 第 2 回目 2022 年 11 月 25 日 (金)

(借入申込時に、どちらかの希望の振込日を選択)

4. 貸付額

各医療機関の借入申込月の前 1 年間 (2021 年 5 月から 2022 年 4 月) において、労災診療費として請求した額の 80% の 5 倍を限度 (ただし、1 医療機関に対する最高貸付額は 1,000 万円、最低貸付額は 100 万円とし、貸付額の単位は 10 万円とする)

5. 貸付利率

財政融資資金法に基づく、財政融資資金貸付金利率 (7 月 1 日または 11 月 1 日現在) から 1.0% を減じた利率 (固定金利) (ただし、利率の下限は 0.5%)

※ 2022 年度貸付利率は現時点で 0.5% を予定

6. 貸付期間及び返済方法

(1) 貸付期間：貸付金の返済期間は 5 年以内 (ただし、必要に応じて 6 ヶ月以内の据置期間を設けることが可能 (この場合、据置期間は返済期間に含まれる))

(2) 返済方法：・元利均等方式により、毎月の援護貸付金貸付契約を締結している場合は、診療費立替払額から控除
・診療費立替払額が当該月の返済額に満たない場合は、その差額は別に振り込みによる返済 (翌月の 15 日までに銀行振込等で返済)

7. 遅延損害金

約定による債務不履行の場合は、返済すべき金額 (元金) に対し、年 10% の割合 (365 日の日割計算) の延滞損害金を徴収

8. 保証人等 保証人、担保は不要

新型コロナウイルス検査等に係る Q&Aについて

◇厚生労働省疑義解釈資料（令和4年度診療報酬改定その2・5／4月8日・19日付）

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問1 令和2年3月6日付けで保険適用されたSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和4年4月8日付けで薬事承認された「SARS-CoV-2 RNA 検出試薬 LAMPdirect Genelyzer KIT」（キャノンメディカルシステムズ株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答） 令和4年4月8日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）】

問1 令和2年5月13日付けで保険適用されたSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2抗原の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和4年4月19日付けで薬事承認された「クイック チェイサー SARS-CoV-2」（株式会社ミズホメディィー）はいつから保険適用となるのか。

（答） 令和4年4月19日より保険適用となる。

令和4年度福祉医療費受給者証の更新について

8月1日以降に交付される福祉医療費（障法別番号④・ひとり親法別番号④・老法別番号④）受給者証および重度心身障害老人健康管理事業（健管）対象者証が下記のとおり更新されますのでお知らせします。

記

	福祉医療費受給者証 <u>障</u> <u>ひとり親</u> <u>老</u>	重度心身障害老人健康管理事業 <u>健管</u>
色	桃色	黄色
使用期間	令和4年8月1日～令和5年7月31日	

※本年度から受給者証の様式から性別表記欄が削除されていますが、経過措置として、市町村の実情に合わせ、本年度に限り性別を記載しても差し支えない取扱いとされています。
 ※ひとり親家庭医療費助成事業については、市町村により、福祉医療費受給者証の表記がひとり親または親となります。

「京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務処理要領」 の一部改正について

京都府肝炎治療特別促進事業要領が、下記のとおり改正されましたので、お知らせします。

記

1 改正の内容

- ・新たに公的医療保険が適用される大型の肝細胞がん等に対する「M001-4 粒子線治療」が当事業の対象医療となる。
- ・ただし、今後も新たに公的医療保険が適用される医療行為が追加されることを想定し、医療行為を限定列挙していた別添3を「例示」と改める。(「M001-4 粒子線治療」を今回の改正で別添3に追記しない)

2. 施行日

令和4年4月1日

現 行	改 正 後
京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務処理要領(令和3年4月版) 1～15(略) (別添1), (別添2)(略) (別添3) 肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の治療目的の入院と判断するための医療行為一覽 <u>(新設)</u>	京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務処理要領(令和4年4月版) 1～15(略) (別添1), (別添2)(略) (別添3) 肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の治療目的の入院と判断するための医療行為の例示 <u>以下の1～5は、肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の治療目的の入院と判断するための医療行為の一例を示したものであり、例示されていない医療行為又は今後新たに医療保険の適用となる医療行為であっても、肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の治療目的であると判断される医療行為については、実施要綱3(1)で定める肝がん・重度肝硬変入院医療に該当するものとする。</u>
1～5(略) (別添4)(略) 別記第1号様式～別記第13号様式(略)	1～5(略) (別添4)(略) 別記第1号様式～別記第13号様式(略)

「薬機法施行規則の一部を改正する省令の施行について (オンライン服薬指導関係)」および オンライン服薬指導における処方箋の取り扱いについて

今般、厚労省より、薬機法施行規則の一部を改正する省令の施行について、オンライン服薬指導に関する通知が発出されました。

今回の通知は、薬機法施行規則の一部を改正する省令が3月31日に公布・施行されたことを踏まえ、整備されたオンライン服薬指導の内容等について周知するものです。

また、当該通知「(4)⑨ 処方箋」に関連し、「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」が発出されました。

その中で、医療機関における処方箋の取り扱いについては、患者が、薬局におけるオンライン服薬指導を希望する場合は、処方箋の備考欄に「オンライン服薬指導希望」と記載し、患者が希望する薬局にファクシミリ、メール等により処方箋情報を送付すること等が示されています。

▷薬機法施行規則の一部を改正する省令の施行について（オンライン服薬指導関係）（抜粋）

第1 改正の趣旨

薬機法等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号。以下「令和元年改正法」という。）第1条による薬機法の改正により、薬機法第9条の4において、薬剤を販売又は授与する際の薬剤師による服薬指導について、直接の対面によるものに加え、「映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるもの」によるもの（以下「オンライン服薬指導」という。）が認められ、その具体的な要件については薬機法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。）第15条の13第2項において定めてきたところである。

他方、令和元年改正法による薬機法の改正後、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診や薬局への来局が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてとりまとめ、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け医政局医事課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡）を発出した。

今般、これまでの対応等を踏まえ、施行規則の一部を改正し、オンライン服薬指導の要件を改正することに伴い、本通知において、当該改正の趣旨、内容等についてその解釈を明確化することとする。

また、今後のオンライン診療及びオンライン服薬指導の普及や技術革新等の状況を踏まえ、オンライン服薬指導の運用について定期的に見直すことを予定している。

第2 オンライン服薬指導の内容

(1) オンライン服薬指導の実施（改正省令第15条の13第2項第1号関係）

オンライン服薬指導については、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法であって、患者の求めに応じて、その都度薬剤師の判断と責任に基づき、行うことができるものとする。

(2)～(3) (略)

(4) オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

①～⑧ (略)

⑨ 処方箋

処方医等が処方箋を発行した際に、患者から、薬局に送付して欲しい旨の申出があった場合は、当該医療機関は、当該処方箋を当該薬局に直接送付することができること。

「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」(令和4年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課, 医政局医事課事務連絡)により医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ, メール等により送付された処方箋を薬剤師法第23条から第27条まで及び薬機法第49条における処方箋とみなして調剤等を行うこと。

薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ, メール等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

⑩ (略)

▷ オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて

1. 医療機関における処方箋の取扱いについて

患者が、薬局においてオンライン服薬指導を希望する場合は、処方箋の備考欄に「オンライン服薬指導希望」と記載し、当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ, メール等により処方箋情報を送付すること。その際、医師はカルテに送付先の薬局を記載すること。また、医療機関は、対面診療及びオンライン診療のいずれの場合にも患者に処方箋原本を渡さずに、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付すること。

2. 薬局における処方箋の取扱いについて

医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ, メール等により送付された処方箋を薬剤師法(昭和35年法律第146号)第23条から第27条まで及び医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第49条における処方箋とみなして調剤等を行うこと。

薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ, メール等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

保険医療部通信

(第 357 報)

令和4年4月診療報酬改定について

令和4年4月診療報酬改定に関する「Q&A」(その3)

◇厚生労働省疑義解釈資料(その6/4月21日付)

質問・未確定事項等	回 答
〔外来感染対策向上加算, 感染対策向上加算〕	
<p>Q1 「A234-2」の「3」感染対策向上加算3について、「入院初日及び入院期間が90日を超えるごとに1回」算定できることとされているが、令和4年3月31日以前から継続して入院している患者についても算定可能か。</p>	<p>A1 算定可。この場合において、当該加算の算定に係る入院期間の起算日は、入院日とし、令和4年3月31日時点で既に入院期間が90日を超えている場合であっても、入院日を基準として90日を超えるごとに算定すること。</p>
<p>Q2 「A000」初診料の注11及び「A001」再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算並びに「A234-2」感染対策向上加算の施設基準における「地域の医師会」とは、郡市区等医師会及び都道府県医師会のいずれも該当するか。</p>	<p>A2 そのとおり。</p>
<p>Q3 ・「A234-2」感染対策向上加算の注2に規定する指導強化加算の施設基準における「感染制御チームの専従医師又は看護師が、過去1年間に4回以上、感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関に赴き院内感染対策に関する助言を行っていること」、 ・「A000」初診料の注12、「A001」再診料の注16及び「A234-2」感染対策向上加算の注3に規定する連携強化加算の施設基準における「当該医療機関が連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の医療機関に対し、過去1年間に4回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っていること」</p>	<p>A3 よい。</p>

質問・未確定事項等	回 答
<p>については、「令和5年3月31日までの間に限り、当該基準を満たすものとみなす」こととされているが、令和5年3月31日までの間に指導強化加算又は連携強化加算の届出を行う場合は、指導強化加算にあっては別添7の様式35の3における「過去1年間に、届出医療機関の感染制御チームの専従医師又は看護師が赴いて院内感染対策に関する助言を行った医療機関名」を、連携強化加算にあっては別添7の様式1の5における「過去1年間に、感染症の発生状況等について報告を行った感染対策向上加算1の医療機関名」を記入しなくてもよいか。</p>	
<p>【救命救急入院料、特定集中治療室管理料】</p>	
<p>Q4 「A300」救命救急入院料の注1及び「A301」特定集中治療室管理料の注1における「急性血液浄化（腹膜透析を除く。）又は体外式心肺補助（ECMO）を必要とするもの」には、急性血液浄化（腹膜透析を除く。）又は体外式心肺補助（ECMO）を現に実施している患者のほか、一連の入院期間中にこれらを実施していた患者も含まれるか。</p>	<p>A4 含まれる。</p>
<p>【早期離床・リハビリテーション加算】</p>	
<p>Q5 「A300」救命救急入院料の注8、「A301」特定集中治療室管理料の注4、「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料の注3、「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料の注3、「A301-4」小児特定集中治療室管理料の注3に規定する早期離床・リハビリテーション加算（以下単に「早期離床・リハビリテーション加算」という。）について、「入室した日から起算して14日を限度として」算定できることとされているが、</p> <p>① 一連の入院期間中に、早期離床・リハビリテーション加算を算定できる2以上の治療室に患者が入院した場合、当該加算の算定上限日数はどのように考えればよいか。</p> <p>② 早期離床・リハビリテーション加算を算定できる治療室に入院し、退院した後、入院期間が通算される再入院において再度当該加算を算定できる治療室に入院した場合、当該加算の算定上限日数はどのように考えればよいか。</p>	<p>A5 それぞれ以下のとおり。</p> <p>① それぞれの治療室における早期離床・リハビリテーション加算の算定日数を合算した日数が14日を超えないものとする。</p> <p>② 初回の入院期間中の早期離床・リハビリテーション加算の算定日数と、再入院時の当該加算の算定日数を合算した日数が14日を超えないものとする。</p>

質問・未確定事項等	回 答
〔成育連携支援加算〕	
<p>Q6 「A303」総合周産期特定集中治療室管理料の注3に規定する成育連携支援加算の施設基準における成育連携チームの「専任の常勤看護師」及び「専任の常勤社会福祉士」は、「A246」入退院支援加算における専任の看護師又は専任の社会福祉士が兼任することは可能か。</p>	<p>A6 可能。 なお、入退院支援加算において各病棟に専任で配置されている「入退院支援及び地域連携業務に専従する看護師又は社会福祉士」が兼任することも差し支えないが、この場合は、入退院支援加算に係る入退院支援及び地域連携業務並びに成育連携チームの業務のみ実施可能であること。</p>
〔投薬〕	
<p>Q7 湿布薬については、1処方当たりの枚数が制限されているが、これは湿布薬の種類ごとの上限枚数ではなく、1処方における全ての種類の湿布薬の合計に係る上限枚数という理解でよいか。</p>	<p>A7 よい。なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(平成28年3月31日事務連絡)別添1の問128は廃止する。</p>

地域医療部通信

令和4年度
インフルエンザHAワクチン製造株の決定について

生物学的製剤基準（平成16年厚生労働省告示第155号）の規定に係る令和4年度のインフルエンザHAワクチン製造株を下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

<A型株>

A/ビクトリア/1/2020 (IVR-217) (H1N1)

A/ダーウィン/9/2021 (SAN-010) (H3N2)

<B型株>

B/プーケット/3073/2013 (山形系統)

B/オーストリア/1359417/2021 (BVR-26) (ビクトリア系統)

日医認定産業医制度 「基礎前期研修会」のご案内

日医認定産業医制度における新規認定には50単位(50時間)以上の研修を受講することが義務付けられております。この度府医では、基礎研修のうち前期研修会を下記のとおり開催することとなりました。

本研修会を受講しますと基礎研修(前期)の14単位が一括で取得できます。ただし、認定産業医を更新するための単位ではないのでご了承ください。

記

主 催 京都府医師会

開 催 日 2022年7月2日(土)～7月3日(日)

会 場 京都府医師会館(京都市中京区西ノ京東梅尾町6 JR二条駅東ロータリー南隣)

単 位 日医認定産業医 基礎研修(前期)全14単位

受講資格 認定産業医を希望する医師

定 員 若干名(府医会員優先)

※本研修会は、昨年からの延期が続いており、昨年お申し込みいただいていた先生方を優先的にご案内しておりますため、残りの席数が僅かとなっております。

受 講 料 府医会員 5,000円 府医非会員 20,000円

申し込み方法 次頁申込書に必要事項をご記入の上、5月30日(月)までに京都府医師会地域医療2課へFAXまたは郵送にてお申し込みください。

6月6日以降に受講票と支払い通知を送付いたしますので、到着後はすみやかに受講料をお振り込みください。なお、受講料払込後にキャンセル、欠席されても返金はいたしかねます。受講票は講習会当日必ずご持参ください。

そ の 他 受付は府医会員優先とし、定員超過の場合はお断りの連絡を入れさせていただきます。駐車場は休日急病診療所に来られる受診者を優先させていただいております。ご来館には公共交通機関をご利用ください。

府医会館にて保育ルームのご利用を希望される場合は、備考にその旨、ご記入ください。

後日、府医子育てサポートセンターより、お子様の年齢等をお伺いするお電話をさせていただきます(0歳6カ月～12歳のお子様を対象です)。

【2022年7月2日(土)】

時間	項目	講師
14:00～16:00	(1) 総論	京都産業保健総合支援センター 相談員 玉泉 孝次氏
16:10～18:10	(2) 健康管理	京都産業保健総合支援センター 相談員 坂田 晃一氏
18:20～20:20	(7) 有害業務管理	京都産業保健総合支援センター 相談員 高田 志郎氏

【2022年7月3日(日)】

時間	項目	講師
9:00～10:00	(4) 健康保持増進	京都府医師会 理事 森口 次郎氏
10:05～12:05	(8) 産業医活動の実際	京都府医師会産業医部会 幹事長 古木 勝也氏
12:10～13:10	(3) メンタルヘルス対策	京都産業保健総合支援センター 相談員 河合 早苗氏
13:05～13:55	休憩	
13:55～15:55	(5) 作業環境管理	京都産業保健総合支援センター 相談員 桑村 明男氏
16:00～18:00	(6) 作業管理	京都産業保健総合支援センター 相談員 桑村 明男氏

FAX 075-354-6097 (京都府医師会地域医療2課)

(*) の項目はご記入が必須の項目です。

5月30日(月)までにお申し込みください。

日医認定産業医制度 基礎前期研修会 (7.2~7.3) 受講申込書			
(*) フリガナ		性別	男 ・ 女
(*) 氏 名			
所属医療機関名	病院・診療所・クリニック		
関係書類の送付先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先		
送付先住所	〒 ー 都道 府県 TEL: メールアドレス:		
日中の連絡先	<input type="checkbox"/> 上記と同じ		
	<input type="checkbox"/> 上記以外 (自宅・勤務先・他) TEL: 携帯:		
京都府医師会	会 員 (A B C D) ・ 非会員		
備 考			

お問い合わせ：京都府医師会 地域医療2課

TEL 075-354-6113

FAX 075-354-6097

産業保健研修会のご案内（令和4年6月～7月）

京都産業保健総合支援センターとの共催

お申し込みは、下記（一覧表の下）をご参照もしくは075-212-2600へお問い合わせください。

新型コロナウイルスの感染拡大にともない、以下の対応をいたしますので、ご了承ください。

- 1) 流行の状況によって、開催を中止する可能性がございます。
- 2) 必ずマスク着用の上、ご参加ください。
- 3) 開催日までの14日以内で以下の①～⑦に該当する（症状があった）場合は、参加をお断りします。
 - ① 37.5℃を超える発熱
 - ② かぜ症状（せき・痰等）
 - ③ 息苦しさ（呼吸困難）
 - ④ だるさ（倦怠感）
 - ⑤ 味覚・嗅覚の異常
 - ⑥ 新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者との濃厚接触
 - ⑦ 保健所から健康観察を指示された方との濃厚接触
- 4) 密を避け、通常より座席間隔を取るため、受講定員を絞らせていただきます。
- 5) 換気を促進するため、扉や窓を開放させていただきます。
- 6) 更新期日の迫った産業医の参加を一部優先させていただきます。
- 7) 他府県からの参加はご遠慮ください。

※以下の研修会は、日医認定産業医研修会として申請中

日時・場所	テーマと概要	定員	講師
6月2日(木) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側)	「メンタルヘルス対策 産業医・精神科医交流会 (事例検討会)」 労働衛生機関の産業医が経験したメンタルヘルス不調の事例を提示し、各事例のポイントについて杉本講師（精神科医）のコメントを得ながら討議を行います。 生涯（専門）2単位	50名	京都産業保健 総合支援センター 相談員 杉本 二郎氏 相談員 森口 次郎氏
6月3日(金) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側)	「がん罹患者就労支援」 がん罹患者の3割は就労世代に発生しており、がん罹患者の就労支援は労働者にとっても企業にとっても大きな課題となっています。 患者さん、医療機関、企業それぞれに実施したアンケート調査から見えてきた、産業医等の役割と課題について、アンケート結果を紹介しながらお話しします。 生涯（専門）2単位	50名	びわこリハビリテーション 専門職大学 教授 埜田 和史氏
6月8日(水) 午後2時～ 午後4時 市民交流プラザ ふくちやま3階 視聴覚室 (JR福知山駅すぐ)	「産業医のための熱中症対策」【福知山開催】 年々猛暑、酷暑と呼ばれる日が増えており、熱中症による労災事故も発生しています。 産業医として、事業者や衛生管理者を指導するための情報について学び、衛生委員会で役立ててください。 生涯（専門）2単位	15名	京都産業保健 総合支援センター 相談員 古海 勝彦氏

日時・場所	テーマと概要	定員	講師
6月16日(木) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側)	「石綿則と粉じん則の解説」 製造業や建設業で広く行われている粉じん作業に関する粉じん障害防止規則を、また、改正された石綿障害防止規則を、写真を見ながら適用される作業・条文を解説します。 生涯(更新) 2単位	50名	京都産業保健 総合支援センター 相談員 玉泉 孝次氏
6月23日(木) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側)	「労働衛生保護具取扱いおよび保守点検」 粉じんマスク、防毒マスク等の各種の労働衛生保護具について、種類から取り扱ひまで実技を通じて学びます。 特にマスク等の「防護係数」については、実地を含めて学びます。 生涯(実地) 2単位	50名	京都産業保健 総合支援センター 相談員 高田 志郎氏
7月6日(水) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側)	「メンタル不調者のリハビリと復職支援」 産業医による指導は、業務負荷やストレスを抑制する方向に考えることが多くなりがちです。しかし、不調者が社会復帰や治癒に向かって歩むためには、苦痛を承知の上で行動するリハビリの重要性も見落としてはなりません。本講ではメンタルヘルス不調からの復職の随所で必要なリハビリの考え方について、事例を提示しつつお話しします。 生涯(専門) 2単位	50名	京都産業保健 総合支援センター 相談員 山田 達治氏
7月11日(月) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側)	「様々な依存症 ～アルコール、ギャンブル、そのほか～」 平成26年に「アルコール健康障害対策基本法」、平成30年に「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行されました。アルコールとギャンブルは、「物質依存」と「行為嗜癖」の代表とすることができます。いずれも、就労している世代に事例化することが多く、一方で潜在的に進行することも問題となります。さらに近年は、様々な薬物依存も話題となることがあります。これらの依存症に対しては差別や偏見もあり、治療につながりにくいケースも見られます。ここでは、主としてアルコールとギャンブルの問題を取上げ、様々な依存症に共通する課題も含めて、基本的な知識について学んでいただければと考えています。 生涯(専門) 2単位	50名	京都市こころの健康 増進センター センター長 波床 将材氏
7月16日(土) 午後2時15分～ 午後4時15分 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側)	「労働安全衛生法第66条(健康診断)について ～特殊健康診断の実施準備から事後措置まで～」 特殊健康診断と有機溶剤中毒予防規則に基づき、特殊健康診断の実施準備から事後措置までを解説します。 生涯(更新) 2単位	50名	和歌山県立医科大学 保健看護学部 教授 森岡 郁晴氏
7月21日(木) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側)	「法令の眼から見る職場巡視のポイント (製造業・建設業編)」 職場巡視は産業医、衛生管理者などに法で義務付けられた重要な職務です。産業医・産業保健スタッフが職場巡視を行うときの見るポイントを写真などで紹介しながら、安衛法や安衛則など諸規則の観点から解説します。 生涯(更新) 2単位	50名	京都産業保健 総合支援センター 相談員 玉泉 孝次氏
7月27日(水) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側)	「歯科予防活動について」 歯科の予防(お口を清潔に保つこと)が入院期間の短縮や術後感染の予防に効果があり、医療費の抑制につながると言われています。これらの説明と、今求められている口腔健康管理についてお話をさせていただきます。 生涯(専門) 2単位	50名	京都産業保健 総合支援センター 相談員 吉川 洋史氏

■お申し込み方法■

「京都産業保健総合支援センター」ホームページ (<https://www.kyotos.johas.go.jp>) からお申し込みください。

定員に達している場合はお申し込みできませんので、ホームページでご確認ください。

■受付開始日■

研修受付開始日は同センター (TEL: 075-212-2600) にご確認ください。

なお、同センターのHPおよびメールマガジン (月2回発行。登録(無料)が必要です。) でもお知らせしています。

■お問い合わせ先■

独立行政法人労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター

電話. 075-212-2600 FAX. 075-212-2700

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル東館5階

2022年 6月 京都市(乙訓2市1町)病院群輪番編成表

太字の病院は小児科の当番病院です。

日	曜	Aブロック	Bブロック	Cブロック	Dブロック				
1	水	富田	泉谷	京都南	洛和会音羽				
2	木	室町	千春会	京都武田	医仁会武田				
3	金	バプテスト	内田	原田	蘇生会				
4	土	洛陽	三菱京都	洛和会丸太町	金井				
⑤	日	洛陽	シミズ	洛西ニュータウン	京都市立	京都回生	なぎ辻	医仁会武田	
6	月	大原記念	泉谷	堀川	医仁会武田				
7	火	京都からすま	民医連中央	相馬	共和				
8	水	京都博愛会	千春会	明石	洛和会音羽				
9	木	バプテスト	新河端	吉川	医仁会武田				
10	金	愛寿会同仁	内田	吉祥院	医仁会武田				
11	土	バプテスト	京都桂	新京都南	愛生会山科				
⑫	日	室町	バプテスト	長岡京	河端	京都市立	京都九条	むかいじま	大島
13	月	バプテスト	西京都	武田	京都久野				
14	火	賀茂	民医連中央	武田	伏見桃山				
15	水	民医連あすかい	太秦	がくさい	洛和会音羽				
16	木	京都下鴨	三菱京都	京都武田	医仁会武田				
17	金	バプテスト	泉谷	原田	共和				
18	土	西陣	向日回生	十条	洛和会音羽				
⑬	日	富田	バプテスト	シミズ	京都桂	京都市立	京都回生	なぎ辻	大島
20	月	富田	洛西シミズ	洛和会丸太町	医仁会武田				
21	火	バプテスト	民医連中央	相馬	愛生会山科				
22	水	室町	洛西ニュータウン	十条	洛和会音羽				
23	木	洛陽	新河端	吉川	医仁会武田				
24	金	バプテスト	内田	明石	蘇生会				
25	土	大原記念	向日回生	新京都南	京都医療				
⑭	日	西陣	西陣	長岡京	三菱京都	京都市立	京都九条	むかいじま	金井
27	月	京都からすま	西京都	武田	医仁会武田				
28	火	京都博愛会	洛西シミズ	武田	医仁会武田				
29	水	愛寿会同仁	太秦	吉祥院	洛和会音羽				
30	木	バプテスト	千春会	吉川	洛和会音羽				

病院群輪番協力医療機関一覧(五十音順)

A ブ ロ ッ ク		B ブ ロ ッ ク		C ブ ロ ッ ク		D ブ ロ ッ ク	
病 院 名	電話番号	病 院 名	電話番号	病 院 名	電話番号	病 院 名	電話番号
愛寿会同仁病院	431-3300	泉 谷 病 院	466-0111	明 石 病 院	313-1453	愛生会山科病院	594-2323
賀 茂 病 院	493-3330	太 秦 病 院	871-7711	が く さ い 病 院	754-7111	医仁会武田総合病院	572-6331
京都大原記念病院	744-3121	内 田 病 院	882-6666	吉 祥 院 病 院	672-1331	大 島 病 院	622-0701
京都からすま病院	491-8559	河 端 病 院	861-1131	京 都 回 生 病 院	311-5121	金 井 病 院	631-1215
京都下鴨病院	781-1158	京 都 桂 病 院	391-5811	京 都 九 条 病 院	691-7121	京都医療センター	641-9161
京都博愛会病院	781-1131	京都民医連中央病院	861-2220	京 都 市 立 病 院	311-5311	京 都 久 野 病 院	541-3136
京都民医連あすかい病院	701-6111	済生会京都府病院	955-0111	京 都 武 田 病 院	312-7001	共 和 病 院	573-2122
富 田 病 院	491-3241	シ ミ ズ 病 院	381-5161	京 都 南 病 院	312-7361	蘇生会総合病院	621-3101
西 陣 病 院	461-8800	新 河 端 病 院	954-3136	十 条 武 田 日 ハ ビ リ 病 院	671-2351	な ぎ 辻 病 院	591-1131
日本パプテスト病院	781-5191	千 春 会 病 院	954-2175	新 京 都 南 病 院	322-3344	伏見桃山総合病院	621-1111
室 町 病 院	441-5859	長 岡 京 病 院	955-1151	相 馬 病 院	463-4301	む かい じ ま 病 院	612-3101
洛 陽 病 院	781-7151	西 京 都 病 院	381-5166	武 田 病 院	361-1351	洛 和 会 音 羽 病 院	593-4111
		三 菱 京 都 病 院	381-2111	原 田 病 院	551-5668		
		向 日 回 生 病 院	934-6881	堀 川 病 院	441-8181		
		洛 西 シ ミ ズ 病 院	331-8778	吉 川 病 院	761-0316		
		洛 西 ニ ュ ー タ ウ ン 病 院	332-0123	洛 和 会 丸 太 町 病 院	801-0351		

〔留意事項〕

- ①病院群の輪番制度は、あくまでも補完的な施策であることから、最終的なよりどころとしてご利用ください。最寄りあるいは知り合いの病院で処理し得る時は、できるだけ処理していただくこと。困ったときのみ利用してください。
- ②当番病院を利用される場合は、必ず事前に当番病院に電話連絡をし、原則として当番病院の医師の了解を得た上で後送してください。さらにできれば、患者に診療情報提供書を持たせてください。
- ③ **太字** の病院は小児科専用の当番病院で、全域を対象とします。この他は一般(内科, 外科)の後送病院です。
- ④休日・日曜日の当番日に、1ブロックに2つの病院名もしくは同一病院名が左右に分けて書かれておりますが、左側が昼間(8:00～18:00)で右側は夜間(18:00～翌朝8:00)の当番病院です。
- ⑤当番病院の診療応需時間(原則として)
- ・休 日 ア. 午前8時～午後6時
イ. 午後6時～翌朝午前8時
 - ・休日以外 午後6時～翌朝午前8時
- なお休日とは、日曜日・祝日・振替休日および年末年始(12月29日～1月3日)をいいます。

太字 の病院は小児科のみの当番病院です(対象=全域)。ご注意ください。

京 都 府 医 師 会 長・松 井 道 宣
京 都 府 病 院 協 会 長・辰 巳 哲 也
京 都 私 立 病 院 協 会 長・清 水 鴻 一 郎

介護保険ニュース

「介護保険施設等の指導監督について(通知)」等 について

介護保険法に基づく介護保険施設および事業者に対する指導監督について、実地指導における標準化・効率化に資する取組み等が推進されるよう、厚生労働省が「介護保険施設等指導指針」と「介護保険施設等監査指針」を新たに決めました。主な改正内容として、これまでの「実地指導」の名称を「運営指導」に変更するほか、オンライン会議システム等を組み合わせた活用が可能になり、指導内容と指導頻度が明記されています。

なお、本通知の発出をもって、「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日老発1023001号)と「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」(令和元年5月29日老指発0529第1号)は廃止されます。

また、上記の発出通知における新たな指針に基づいて、標準的な実施方法として作成された「介護保険施設等運営指導マニュアル」が示されました。

さらに、今般の改正に付随して、老人福祉施設に対する指導監査について定めた通知「老人福祉施設に係る指導監査について」(令和3年11月15日老発第1115第4号)と、市町村が行う地域密着型サービス等の指定や指導監督等の事務について定めている「市町村指導実施指針」(平成27年3月10日老発0310第2号)が一部改正されています。

以上に係る各通知につき、それぞれ厚生労働省HPの「介護保険最新情報掲載ページ」(右QRコード)からご参照ください。



記

- 介護保険最新情報 Vol.1061
介護保険施設等の指導監督について(通知)
(令4.3.31 老発0331第6号 厚生労働省老健局長通知)
- 介護保険最新情報 Vol.1062
介護保険施設等運営指導マニュアルについて(通知)
(令4.3.31 老発0331第7号 厚生労働省老健局長通知)
- 介護保険最新情報 Vol.1063
「老人福祉施設に係る指導監査について」の一部改正について(通知)
(令4.3.31 老発0331第8号 厚生労働省老健局長通知)
- 介護保険最新情報 Vol.1064
「市町村における地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等の事務にかかる指導監督について」の一部改正について
(令4.3.31 老発0331第9号 厚生労働省老健局長通知)

「介護医療院開設に向けたハンドブック」等の更新 および掲載ホームページアドレスの変更について

介護医療院の円滑な開設に向け、ハンドブック等の公表が厚生労働省より行われていますが、今般、当該ハンドブックが更新されました。また、厚生労働省の介護医療院公式サイトホームページアドレスについても変更されましたので、それぞれ下記のとおりお知らせします。

記

1. ハンドブック等の更新について

介護医療院公式サイト内の下記資料について、令和3年度介護報酬改定等を踏まえて更新したため、必要に応じてダウンロードをしてご活用ください。

- ・「介護医療院開設に向けたハンドブック」

https://www.mhlw.go.jp/kaigoiryuin/assets/docs/kaigoiryuin_3.pdf



- ・「別冊資料集」

https://www.mhlw.go.jp/kaigoiryuin/assets/docs/kaigoiryuin_11.pdf



2. 介護医療院公式サイトホームページアドレスの変更について

旧 URL <https://kaigoiryuin.mhlw.go.jp/>

新 URL <https://www.mhlw.go.jp/kaigoiryuin/>



京都府医師会会員の皆様へ ～ぜひ お問い合わせください～

<中途加入も可能です>

医師賠償責任保険制度(100万円保険)

【医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険】

本保険制度は、日本医師会医師賠償責任保険および特約保険の免責金額である100万円部分の補償ならびに施設に関わる賠償責任をカバーする医療施設賠償責任保険が付帯されたもので、日本医師会医師賠償責任保険制度を補完することを目的として発足いたしました。

加入タイプⅠ

ご加入対象(被保険者)：京都府医師会会員である診療所の開設者個人(A1会員)、医師会会員を理事もしくは管理者として診療所を開設する法人
人格権侵害が補償されます。
(※医療施設賠償責任保険のみ)

加入タイプⅡ

ご加入対象(被保険者)：京都府医師会会員である勤務医師(A2会員)、法人病院の管理者である医師個人

※医療施設賠償責任保険は含みません。

年間保険料

加入タイプⅠ…6,980円・加入タイプⅡ…4,010円ですが、
中途加入の場合は保険料が変わりますので代理店にご連絡ください。

※各タイプの補償内容はパンフレットをご覧ください。

※ご加入者数により、保険料の引き上げ等の変更をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

医師賠償責任保険に個人を被保険者としてご加入の場合、刑事弁護士費用担保特約が付帯されます。

このご案内は、医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりませんが、ご不明な点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。

【契約者】 一般社団法人 京都府医師会

【取扱代理店】 東京海上日動代理店 有限会社 ケーエムエー（京都府医師会出資会社）
〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会館内
TEL 075-354-6117 FAX 075-354-6497

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 担当課：京都支店営業課
〒600-8570 京都市下京区四条富小路角

2022年3月1日作成 21-TC10097

京都医報 No.2221

発行日 令和4年5月15日

発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6

TEL 075-354-6101

E-mail kma26@kyoto.med.or.jp

ホームページ <https://www.kyoto.med.or.jp>

発行人 松井 道宣

編集人 飯田 明男

印刷所 株式会社ティ・プラス



発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東栞尾町6 TEL 075-354-6101

発行人 松井道宣 編集人 飯田明男